

# 産業建設委員会 会議録

=====  
日 時 平成31年2月26日（火曜日）  
午前10時開会、午後2時02分閉会  
場 所 第4委員会室

---

## 日 程

- 1 開 会
  - 2 委員長挨拶
  - 3 協議事項  
(1) 都市産業部関係について  
(2) 建設部関係について
  - 4 その他
  - 5 閉 会
- 

## 出席委員（9名）

委員長	小坂	博
副委員長	勝田	達也
委 員	内田	卓男
委 員	寺内	充
委 員	竹内	裕
委 員	川原場	明朗
委 員	矢口	清
委 員	吉田	千鶴子
委 員	柴原	伊一郎

---

## 欠席委員（0名）

---

## 説明のため出席した者

都市産業部長	塚本	隆行
建設部長	柴沼	正弘

商工観光課長	皆藤 秀宏
農林水産課長	室町 和徳
都市計画課長	佐々木 啓
建築指導課長	坂本 憲一
道路課長	和田 利昭
住宅営繕課長	櫻井 良哉
下水道課	岡田 美徳
公園街路課長	岡田 良一
水道課長	小林 正典
農業委員会事務局	矢口 勉

---

事務局職員出席者	村瀬 潤一
----------	-------

---

傍聴者 0名

---

○小坂委員長 ただ今から産業建設委員会を始めさせていただきます。それでは早速、協議事項に入らせていただきます。3月定例会上程議案等について、初めに、アの平成31年度土浦市一般会計（特別会計）予算（案）について、商工観光課から順次説明をお願いいたします。

○皆藤商工観光課長 別添資料1の1をお願いいたします。水郷筑波サイクリング環境整備事業でございます。この事業の目的でございますけれども、つくば霞ヶ浦りんりんロードの環境整備と拠点性を活かしました、サイクリング愛好者の来訪を始めといたしまして、観光客の誘客などによる交流人口の拡大と地域の活性化を図ることを目的としているものでございます。31年度も引き続きサイクルーズ事業やサイクリングイベントを実施いたしまして、街中の賑わいの創出と地域の活性化に取り組んでまいります。こちらの事業概要ですが、今年度の事業内容を見ていただきたく存じます。こちらについては、引き続き、政策企画課、都市計画課、商工観光課とで連携して、各種事業につきまして実施する予定でございます。それでは、商工観光課と都市計画課の事業について説明させていただきます。今年度の事業内容を見ていただきまして、左側の下側のポチですけれども、霞ヶ浦サイクルーズ事業、事業費400万円でございますが、こちらの事業の内容につきましては、サイクルーズ事業を年20回程度、サイクリイベントといたしまして、市内を周遊するサイクリング等を年8回程度開催する予定であります。続きまして右側の下の黒ポチ、サイクリング情報発信事業でございますが、こちら本年3月22日よりサイクリングポータルサイトを開設する予定であります。内容的には、観光のスポット、サイクリスト向けの優待店やトイレ、あとサポートステーションなど、サイクリストに有益な情報を発信いたしまして、利便性の向上を図るためのサイトを立ち上げることでございます。予算の2万7,000円につきましては、来年度の使用料というものでございます。続きまして、左側の上のポチ、自転車のまちづくり構想策定事業外ということで、528万8,000円の予算を計上しているところでございますが、この事業につきましては、市長公室の方が来年度策定を予定しております、自転車のまちづくり構想に掛かる予算でございますけれども、この中で、都市計画課におきまして、安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に創出することを目的といたしまして、自転車ネットワーク路線を選定いたしまして、自転車が既存の車道を通行するための道路空間について検討を進めるための予算でございます。事業費528万8,000円の内、104万5,000円を計上したものでございます。続きまして、2ページの方をお願いいたします。わくわく茨城生活実現事業、移住・新規就業者支援事業でございます。こちらは新規事業でございます。この事業は、茨城県が全県的な移住の促進や中小企業の人材不足の解消を図ることを目的としまして、31年度より創設されます地方創生交付金。こちらの移住・企業・就業タイプというのを活用いたしまして、この事業を実施するものでございます。事業実施にあたりましては、県と県内の各自治体連携の基に、推進するものでございます。事業の目的といたしましては、東京圏への一極集中の是正、地域の担い手不足対策のために、新規就業者の創出を図るものです。事業の概要でございますが、こちらは本市に移住し、また、新規就業する者に対しまして、移住支援金を交付するというものでございます。交付の支援金額でございますが、単身移住者につきましては、60万円。世帯移住者につきましては、100万円を支給

するというものでございます。予算の内訳でございますが、国費が2分の1、県費が4分の1、市費が4分の1となるものでございます。県費につきましては、地方創生推進交付金を活用ということになりまして、市費につきましては、5割が普通交付税で対応。あとの5割は、特別交付税で対応するという内容で、実質一般財源からの支出がゼロというような内容でございます。交付要件でございますが、こちらの1及び2の要件を満たす、本市への転入者ということでございますけれども、要件といたしまして、東京23区、又は、東京圏（埼玉県、千葉県及び神奈川県）へ5年以上在住いたしまして、東京23区へ連続して5年以上通勤している者。かつ、茨城県がマッチング支援の対象とした中心企業等への新規就業者ということになっております。どちらの要件も満たしまして、本市へ転入された方に対して、支援金を支給するというものでございます。予算額でございますが、こちらに内訳が書いてはございませんけれども、内訳として、単身移住者につきましては、支援金60万円に対して、2名の120万円。世帯移住者につきましては、100万円の2世帯分として200万円。また、印刷製本費、こちらPR活動費として、パンフレットの作成代として、3万2,000円を計上しているものでございます。合計323万2,000円でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。中心市街地開業支援事業でございます。この事業につきましては、拡大をするという内容でございますけれども、事業の目的といたしましては、中心市街地に開業しようとする新規就労者に対しまして、家賃又は改装費の一部を補助することにより、起業機会の創出、まちで働く人・活動する人を増やすことで、中心市街地の活性化を図るというものでございます。事業の概要でございますが、社会資本整備総合交付金、こちらを活用いたしまして、平成26年度より新規事業者に対しまして、家賃の一部を補助するという内容で、中心市街地の業務機能等を促進していたところでございます。来年度より、これまでの家賃補助に加えまして、改装費の一部も補助対象とすることで、より一層の事業の促進を図るというものでございます。補助の内容でございますが、家賃補助につきましては、例年同様1ヶ月分の家賃の2分の1、上限10万円を12ヶ月間。改装費補助につきましては、改装費の2分の1の額で、上限が50万円。こちらは、開業時のみの補助となります。このどちらか一方を補助するという内容でございます。予算の内訳でございますが、家賃補助につきましては、月額10万円の1年分として3件分で、360万円。改装費補助といたしましては、50万円の3件分として150万円。合計の510万円を計上したものでございます。この予算の半分を国庫支出金につきましては、社会資本整備総合交付金を活用するものでございます。続きまして4ページの方をお願いいたします。第88回土浦全国花火競技大会開催事業でございます。昨年の87回大会につきましては、安全確保等最優先いたしまして、大会を中止したところでございます。前回の事故を検証いたしまして、現在、最適な安全対策を構築するため、各関係機関と連携を図りまして、調査、研究を進めているところでございます。事業の概要でございますが、今年度の事業内容でございますが、10月の第1土曜日の5日に開催を予定しております。競技内容につきましては、例年同様でございますが、スターマインの部は22台、10号玉の部は45発、創造花火は22台、余興花火については、レクチャー花火、ワイドスターマイン、エンディング花火、一昨年から開催しております、花火セミナー等を開催する予定で現在進めてい

るところでございます。また、今後の予定といたしましては、6月に実行委員会を開催する予定でございます。商工観光課からは以上でございます。

○**室町農林水産課長** 引き続き5ページをお願いいたします。農林水産業費、農業費、土浦ブランドアッププロジェクト推進事業となります。こちらは、28年度から3年間、地方創生交付金で行っております事業でございます。来年度からは、市単独で行う事業となっております。この事業の目的としては、土浦市の農林畜水産物の資源を活用した都市と農村の交流と加工品の開発を進め、地域の農林水産業を活性化することで、交流人口が増え、まちのにぎわいとなり、加工品の販売や交流拠点により地域経済の好循環を図ることが目的として実施しているところでございます。来年度の事業につきましては、今年度事業内容に記載のとおり、今までの事業により築き上げたものをより深化させることを行います。主な事業内容としては、②番にある土浦ブランドグルメ教室の開催として、事業で開発した加工品を飲食店舗等でメニュー化されるために行うものです。また、③番として土浦の恵みマーケットでの農産物や加工品の販売を実施し、今後販売業務を引き継いでいただける方を育成するものです。土浦ブランドアッププロジェクト推進事業の概要の説明は以上となります。1枚おめくりいただき6ページをお願いいたします。農林水産業費、農業費、一般地帯土地改良事業となります。この事業は、農道整備及びかんがい排水の整備が主なものとなります。事業の概要の今年度事業内容をご覧ください。初めに、二重丸の1つ目、農道整備については、農道改良工1地区及び、農道舗装工1地区の合計2地区を実施します。次に、二重丸の2つ目、かんがい排水整備は、排水路整備として、30年度前倒し発注を含めて2地区を実施します。3つ目の二重丸として、法定外水路管理として、農林水産課が管理する水路の修繕及び草刈清掃の委託料となります。予算計上額は、3,000万円となっております。私からの説明は以上となります。

○**佐々木都市計画課長** 同じ資料の7ページをご覧ください。地域公共交通確保維持改善事業でございます。こちらにつきましては、今現在、平成28年度に策定いたしました、地域公共交通網の形成計画に基づきまして、まちづくりと連携した各公共交通の相互に補完し合いますネットワークの構築を目指し、様々な取り組みを進めているところでございます。新年度につきましては、事業概要の真ん中に、今年度の事業内容を付けさせていただきました。今年度同様に、地域公共交通活性化協議会の負担金やその下、赤字バス路線への対策負担金。霞ヶ浦広域運行バス対策費補助金の他に、新たに、現在、かすみがうら市と連携して準備を進めております、千代田神立ラインにつきましても、今年の10月1日から運行できるよう、運行補助を行いたいというものでございます。なお、この千代田神立ラインにつきましては、10月1日からですが、距離割り6ヶ月分という形で、予算を計上させていただきました。なお、詳細につきましては、後程、報告事項で説明の方をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。1枚おめくりいただき8ページをお願いいたします。亀城モール整備事業でございます。こちらは、今現在、主要地区におきまして、快適な歩行空間の確保と潤いのある都市空間の形成を目指しまして、第1期の亀城モール整備を進めているところでございますが、

次年度については引き続き、事業概要の右の図のとおり、第2期整備工事を着手いたしたいと考えております。続きまして。その下9ページでございますが、神立駅西口地区土地区画整理事業でございますが、こちらにつきましては、本市の北の玄関口といたしまして、平成24年度から、質の高い市街地の形成を目指し、神立駅周辺につきまして整備を進めているところでございますが、当該事業につきまして、これまで建物等の補償を行いつつ、区画造成工事を進めるとともに、神立駅につきましては、駅舎の橋上化や、自由通路の整備を進めてきた訳でございますが、新年度につきましても引き続きこちらの事業の真ん中に付けさせていただきました区画整理等の整備につきまして、一部事務組合による整備を進めるとともに、東口歩行者専用道路につきましては、土浦・かすみがうら双方の市により、整備を実施するものであります。1枚おめくりいただきまして、10ページでございます。まちなか定住促進支援事業でございますが、こちらにつきましては、今現在、第一期中心市街地活性基本計画に基づきまして、家賃補助や住宅補助の実施を進めているところでございます。新年度につきましては、真ん中の今年度事業内容に3つ付けさせていただきましたが、家賃補助、住宅補助につきましては、人口増という視点から、第二期中心市街地活性化基本計画を国の方へ申請しているところでございますが、いずれも市外から中心市街地へ住み替えられる世帯で、かつ、新婚さんや子育て世代に対する助成を継続するほか、3つ目でございますが、新たに空きビル等を住宅へ用途変更する場合の転用工事費についても補助についても実施したいと考えております。賃貸住宅につきましては、これまでと同様に最高3年間、家賃の2分の1上限2万円とし、まちなか住宅購入補助としては、住宅購入借入金の3%、上限50万円としたものでございます。続きまして11ページの土浦港周辺広域交流拠点民間事業者誘導事業でございます。こちらは、川口2丁目地内で、新たなサイクリング拠点、りんりんポート土浦の整備を進めているところでございますが、この隣接の3.94ヘクタールに、民間事業者の創意工夫を生かした、誘客・集客施設などの整備を促すために、様々な手法を検討しつつ、誘致につなげて行ければという事業でございます。説明については以上でございます。

○和田道路課長 同じく資料1の12ページをお願いいたします。橋梁耐震対策事業及び橋梁長寿命化修繕事業でございます。この事業は継続事業でございます。事業目的としましては、橋梁の耐震性の向上と長寿命化を図り、災害時における緊急輸送路などの確保と安全な道路交通を推進するものでございます。事業概要としまして、耐震化の工事は、緊急輸送路に架かる34橋につきまして、17橋の落橋防止などを施工しております。また、長寿命化修繕事業は、平成23年度に策定の長寿命化修繕計画に基づきました243橋のうち、橋の長さが15メートル以上の79橋のうち、14橋の修繕工事を実施した状況でございます。新年度の事業内容としましては、板谷地先の国道6号バイパスに架かる国道6号9号橋の耐震補強設計委託・土浦二中の東側、国体道路に架かる東真鍋1号橋、ほか1橋の耐震補強工事、長寿命化修繕として、国道6号9号橋、ほか3橋の詳細設計委託、ならびに国道6号8号橋、ほか2橋の長寿命修繕工事の他、現在、JR東日本との協定により、小松ヶ丘町から富士崎二丁目地内に架かる、常磐線

3号橋、通称2番橋の架け替え工事（1番橋撤去）に先立ちました概略と詳細設計を継続する予定でございます。今後につきましても、緊急輸送路などに架かる34橋の耐震化と79橋の長寿命化修繕工事を順次実施する予定でございます。効果などにつきましては、耐震補強と予防修繕により、橋梁の長寿命化を図るとともに、修繕予算の平準化と維持管理費用の削減に努め、道路交通の安全性を確保するものでございます。続きまして、13ページをお願いします。道路新設改良事業でございます。同じく、継続事業でございます。この事業は、生活道路につきまして、狭隘な市道の拡幅改良や舗装工事、および交通安全施設などを計画的に整備するものでございます。事業概要としまして、現在、整備の進捗状況でございますが、市道の延長、約1,524キロメートルに対しまして、約726キロメートル、改良率としましては、47.61パーセントが整備済みの状況でございます。新年度の整備予定でございますが、地元からお預かりしております整備要望などから29路線、延長としまして2,825メートルの道路改良工事と改良工事に伴いました測量調査及び、実施設計を含めた15路線、延長としまして4,160メートルの実施予定でございます。公有財産の購入、及び物件移転補償、並びに鑑定・登記料は、拡幅用地の取得などに要する経費でございます。今後につきましても、生活道路の整備を計画的に進めることにより、日常生活の利便性向上と地域環境の改善を図り、歩行者と自転車の安全と緊急車両などの通行を確保してまいります。説明は、以上でございます。

○岡田下水道課長 同じく資料の14ページをお願いします。都市下水路整備事業及び小規模排水路整備事業でございます。豪雨による道路冠水等解消のため、雨水排水路の整備を計画的に進めております。都市下水路につきましては、西根竹の入都市下水路の整備工事及び荒川沖都市下水路の改修工事を行うものでございます。また、小規模排水路につきましては、田中三丁目地内の排水路及び小松一丁目地内の排水路の整備を行うものでございます。15ページをお願いします。公共下水道（污水）整備事業でございます。市の29年度末人口普及率は88%で県内上位となっておりますが、上大津地区、右糸地区の未整備地区におきまして、延長1,660メートルの管渠整備と東筑波中継ポンプ場の新設工事を行うものでございます。東筑波中継ポンプ場におきましては、31年度から33年度までの継続費の設定をお願いするものでございます。16ページ、公共下水道雨水排水路整備事業でございます。木田余地区及び神立地区の雨水浸水対策としまして、木田余1号雨水幹線及び神立菅谷雨水幹線の整備を進めております。木田余1号雨水幹線につきましては、平成29年度に常磐線の横断工事が完了したことから、下流部の排水整備を行うものでございます。神立菅谷雨水幹線につきましては、平成29年度に、JR常磐線横断工事の協定を締結いたしまして、平成32年度完成を目指し整備を進めているものでございます。また、下流の菅谷地区に調整池の整備を行うものでございます。説明は以上でございます。

○岡田公園街路課長 同じく資料17ページをお願いいたします。常名虫掛線街路事業でございます。この事業は、市道1級44号線、旧国道125号線から虫掛地内の県道小野土浦線までの延長1,435メートルを幅員16メートル幅で整備予定。現在、常

名地内法面工事，また，計画地内に未買収地がありますことから，一部区間を幅員9メートルで暫定整備とした道路改良工事を施工中でございます。新年度は，暫定箇所を含めた道路改良舗装工事及び交差点改良舗装工事を実施し，平成31年度末の暫定形での供用開始を目指してまいります。18ページをお願いいたします。神立停車場線街路事業でございます。本事業は，神立駅西口地区土地区画整理事業に併せ，神立駅西口広場から国道6号までの区間を，本市とかすみがうら市土地区画整備一部事務組合がそれぞれにおいて整備を行うことになっております。平成31年度は，街路事業区間283メートル区間の道路改良舗装工事を実施し，平成31年度末の工事完成を目指してまいります。19ページをお願いいたします。田村沖宿線延伸道路整備事業でございます。本事業は，おおつ野団地入口国道354号線から北へ，神立東，かすみがうら市との行政界までの延長2,900メートルを幅員14メートルで整備するもので，その内，県道戸崎上稲吉線交差点付近までの延長2,000メートルをI期事業として整備をおこなっております。平成31年度，戸崎上稲吉線交差点から，北へ100メートルの道路改良工事等を実施し，31年度中のI期事業区間の完了を目指します。なお，本年3月末に，県道戸崎上稲吉線との交差点まで，工事が完了しますことから，来月25日に開通予定となっております。こちらの詳細につきましては，「その他」の方で改めてご説明させていただきます。20ページをお願いいたします。荒川沖木田余線（I期）整備事業でございます。本事業は流域下水道事務所前の真鍋神林線交差点から，国道354号線までの全長1,300メートルを現在の3車線から4車線に拡幅整備を行うものでございます。本年度は用地取得の完了した470メートルまでにおきまして，改良工事を進めております。現在の用地買収の進捗状況でございますが，面積ベースで買収総面積1万860平方メートルに対し，8,856平方メートルで81.5パーセント。人数ベースで，52人に対しまして47人で，90パーセントの買収状況となっております。平成31年度は用地買収を引き続き進めるとともに，480メートルの道路改良工事等を予定しております。説明については以上となります。

○小林水道課長 同じく別添資料の21ページをお願いいたします。配水管施設整備事業及び老朽管更新事業でございます。配水管施設整備事業につきましては，未給水地域への整備や井戸の飲料不適などの要望箇所，水質向上・適正水圧の確保のためのループ化，災害など非常時のための相互連絡管の整備を引き続き行ってまいります。平成31年度につきましては，実施設計延長，約0.6キロメートル，工事9路線・延長約2.9キロメートルの施設整備を実施する予定でございます。31年度は新規に，中村簡易水道区域及び手野町石田地区の整備工事に着手してまいります。次に，老朽管更新事業でございますが，これまでどおり漏水や濁り水の発生する恐れのある路線を優先し，順次更新してまいります。平成31年度につきましては，実施設計延長約2.4キロメートル工事14路線・延長約6.6キロメートルの更新を実施する予定でございます。また，現在の水道基本計画期間が平成32年度までとなっておりますことから，平成33年度からの10カ年の計画として，第2次水道基本計画を31年度・32年度の債務負担を設定して策定してまいります。説明は以上でございます。



○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

○竹内委員 1 ページの水郷筑波サイクリング環境整備事業ですが、私の感覚で言うと、土浦市がお金を持ち出しているなどということで質問した訳ですが、現在、どういう効果が表れているかというのが1つ。あと、観光協会で駅東口に自転車の観光のために改装しておりますが、あちらは、どのような形で有効に活用されているのか。この2点と、水道に関しての質問ですが、土浦市の公営水道ではない簡易水道はどの地区でやっていて、市内に現在はいくつあるのでしょうか。

○皆藤商工観光課長 サイクリングにつきまして、土浦市の方で、どの位効果があるのかですけれども、まちかど蔵など、数的にレンタサイクルがどれ位貸出しされているかということで示させていただきますと、平成28年度が1,082台の貸出でございました。平成29年度が1,545台。平成30年度におきましては、12月末現在の数字ですけれども、1,437台の貸出があるということで、サイクリストにつきましては、それ以外に自分で自転車をお持ちの方もおりますので、数は増えてきているということかと思えます。それと、広域レンタサイクルでございますが、こちらにつきましても、29年度につきましては、1年間に1,643台の貸出がございました。それに比べまして、今年度につきましては9月までで、1,525台ということで、大きく貸出をしておりますので、数の方は増えてきているのかというふうに考えているところでございます。市の方で優待券マップ。各市内の店舗等へサイクリストが来ていただければサービスをしていただくというものでございますけれども、こちらの方も1回目作成したもので、かなりお客さんが店舗等に来ていただいたというようなお話があったところでございますので、今現在、新たに作成するというところで募集をかけたところ、今まで以上に多くの店舗がそちらに載せていただきたいとお話がありましたので、少しずつではございますが、サイクリストがそういう店舗等へ来ていただいておりますのかなど考えているところでございます。それともう1つ。駅東口の数字でございませけれども、申し訳ございません。私共の方で、現在数字…。私の方からは以上です。

○岡田公園街路課長 東口のサイクルステーションにつきましては、今、公園街路課の方で管理しております。具体的に1日当たり何台という報告ができなくて恐縮なんですけど、平日はゼロの時もございます。ただ、土日に関しましては20以上のご利用がある時もございます。駅の方のりんりんスクエアがオープンしてからは、なお、引き続き利用者はあるという状況でありますので、東口の方も利用されている方がおりますので、今後も継続的に対応をしてみたいと考えております。以上でございます。

○小林水道課長 簡易水道についてお答えいたします。昭和の時代、過去には、市内に8つの簡易水道がありました。その中で、どんどん編入されまして、今、条例上、編入されていない簡易水道というのが、中村簡易水道と右靱簡易水道区域となっております。これは、後程、報告事項ということで報告させていただきますが、その中で、右靱簡易水道に関しましては、利用者が100人を割ったということで、今、小規模水道という形になっております。実質、市内で、簡易水道というのは、中村簡易水道となっております。

○竹内委員 若松町は。あれ違うの。

○小林水道課長 若松町は編入されております。同じように小規模的な形での水道と申しておりますが、簡易水道としては廃止されております。

○内田委員 東口にレンタサイクルステーションがあるところというのは、貸出するために、常時、誰かいるの。

○岡田公園街路課長 そこは貸出ではなくて、着替えたり、自転車を組み立てたりするだけのスペースです。

○内田委員 レンタじゃないね。

○岡田公園街路課長 はい。

○内田委員 実は私、昨年の3月の晦日に近い時、桜の一番咲いている時に、大徳さんのところで自転車を借りて、孫と一緒に小田の駅まで行ったんですが、自転車の料金が安くて大変良いと思いました。先に2,500円出しますが、自転車を返すと後で1,500円戻ってくるということで、大変面白いシステムであると思いました。今回、りんりんスクエアのレンタル料と比べると安いんだよね。これをもっと市民に、対外的に早急に訴えていくべきだろうと思います。これは、インターネットを利用して、何事も外へ訴えることが必要だということが1つ。それと2ページのわくわく茨城生活実現事業について、これは、転勤は、例えば東京に行って、たまたま土浦市内の支店にという人も該当になるの。

○皆藤商工観光課長 まず、1つ目の自転車の方なんですが、そちらにつきましては、ホームページ等で改めて周知等行っていきたいと考えております。それと2つ目のわくわく茨城生活実現事業なんですが、こちらは転勤というものは該当しません。

○内田委員 同じ会社はだめ。

○皆藤商工観光課長 同じ会社はだめですね。

○内田委員 子会社もだめ。

○皆藤商工観光課長 基本的に大企業はだめなんですけれども、中小企業であって、人員不足があるというようなところでなければだめなんですよね。そういう企業がある東京圏に就職し仕事をしていた方が、茨城県に移住していただくことにより、給付金がいただけるというようなシステムになってございます。

○内田委員 例えば、東京近辺に住んでいて、東京の会社に勤めました。会社から、例えば、土浦市にある工場に出向した場合というのは、該当になるのか。

○皆藤商工観光課長 企業は、茨城県のサイトに登録することが条件であり、その会社の選び方というのは、茨城県の地域経済の牽引事業の承認企業であることだとか、茨城県の女性が輝く優良企業表彰（仮称）での企業だとか、茨城県仕事生活の調和推進計画の届け出の企業、土浦市であれば、土浦市の企業であって、土浦市や地元商工会や商工会議所などが推薦する企業が、県の方に吸い上げられ、その中からさらに、選ばれた約300社程度の会社の中から選び、就職していただくということになります。その子会社かというもまた、そこら辺は…。

○内田委員 11ページ、この民間事業者誘導事業委託料について、どういう会社にどう

いうことを委託するのか。もうちょっと詳しく教えて下さい。

○佐々木都市計画課長 民間事業者誘導事業委託料につきましては、まだ金額がつかみ切れていない状況でございますが、今現在、りんりんポートを呼び水として、何とか民間を動かそうという話しをしてたかと思えますけれども、そのノウハウというのとはかなり疎いと言いますか、どうやったらここに業者を誘導できるのか。その辺のアドバイスもいただきながら、最後の誘致まで、民間のノウハウをいただきながら行ければと考え、予算を計上したものでございます。以上です。

○内田委員 どういう会社なんだい。

○佐々木都市計画課長 最初、コンサルですとか、そういうものを考えておりましたけれども、そういうのでは正直、計画を作ることは良いでしょうけど。ノウハウというのが中々ないのかなということで、実際、そういうのに長けた業者を現在、我々の方で「選考」しているような状況でございます。

○内田委員 「せんこう」とは、「先に行く」という意味か。どういう意味。「探っている」という意味。

○佐々木都市計画課長 そうです。

○内田委員 「探っている」ということ。はい、わかりました。

○吉田(千)委員 1ページと2ページについてお伺いしたいんですけれども。まず、水郷筑波サイクリング環境整備事業ですけれども。とっても良いことなので、どんどん進めていただきたいのですが、実は保険、安心安全ということで、つくばの方ですが、学生も、朝、「つくば霞ヶ浦りんりんロード」を自転車で通ってくるところに、サイクリストの方が来るという状況で、サイクリストの方がスピードを出して通行している状況で、対面だったり、追い抜かれたりというように、危険な状況の時があるそうなので、各中学校、高校では保険などはどうなっているのか。入っているのかしら。その辺をちょっと調べていただければ有難いです。それから、サイクリストの人達というのは、自転車の保険というのは、どんなふうに加しているのか。その辺が、どんどん自転車が増えて来る状況がありますので、その辺がどのようにやっているのか、後で結構なので教えていただきたいと思えます。

○皆藤商工観光課長 そちらは、現在、資料等がございませんので、そちらにつきましては、本委員会までに調べさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

○吉田(千)委員 お願いいたします。2つ目ですが、わくわく茨城生活実現事業について、積極的にPRしていくということなんですが、どんなふうでPRして見込んでいくのか。今お話を聞いておりましたが、中々ここに該当する人が難しいというか、分からないという状況であると思うので、その辺PRをしながら、合った人をマッチングさせて、その人を認定していくのか、その辺りについて教えていただきたいと思えます。

○皆藤商工観光課長 そちらについては、県や各市町村と連携を図っていきながら、進めていく訳でございますけれども、その中で、今後予算をもって、統一した中でどのようにやっていくのかということ、今後検討していく形になるかと思えます。ただ、イ

インターネットでの方法、また、金融機関等への周知、商工会議所等に、チラシやパンフレット等を配付しながらの活動となるかと思えます。また、東京圏でのPR活動については、どういうふうにやっていくかというのは、市町村等連携して、県を中心とした形で実施していくことになるかと思えます。実際には、6月9日からポータルサイトを立ち上げていく訳ですが、PR活動はその辺から少しずつですけど、決定していく流れになるかと思えますので、よろしく願いいたします。

○**勝田副委員長** 2点程お願いいたします。先程、内田委員が仰った、土浦港周辺交流拠点民間事業者誘導事業で、もう1度教えていただきたいのですが、「選考してます」と仰っておいりましたけれども、「選考している」というのは、ここ、事業を行う具体的な事業者が、何点か応募して来て。その、どれにするか。というような、「選んでいる」という意味ですか。

○**佐々木都市計画課長** どういう形になると、賑わいを誘客する施設を速やかに誘導できるのかと。かなり面積の広い、土浦市の1等地ということでございますので、速やかに埋まる形で、その辺のノウハウも民間の業者さんにいただきたいと考えております。

○**勝田副委員長** どこか相談している、知恵をいただいている民間事業者さんがあるということですか。

○**佐々木都市計画課長** どういう事例があるのかということで、探っている状況です。

○**勝田副委員長** 今現在、是非やりたいんだけどという問い合わせ等はあるのでしょうか。それが目的に叶うかということは別としまして。

○**佐々木都市計画課長** 今現在では、そういう話は来ていない状況でございます。

○**勝田副委員長** 分かりました。もう1つ、神立停車場線の件ですけど。平成31年度末の供用開始ということで説明をいただいたのですが、駅前のいわゆる接続道路が未完成のままで、今の公園街路課がやっているところまでの部分で開通させるのですか。

○**岡田公園街路課長** 今後の予定は、平成31年度末の供用開始を目指します。こちらに関しましては、工事完成を目指しますということで、公園街路課の283メートルの事業につきまして、工事の完成を目指しているということでございます。

○**勝田副委員長** 供用開始については、分からないということですね。

○**岡田公園街路課長** 区画整理地内で実施する部分もございまして、そちらの方とも打ち合わせ等を行いながら、具体的に進めていきたいと考えております。

○**寺内委員** 岡田課長、荒川沖木田余線について、さっきの説明について、地権者があと4、5人位、まだ未買収になっているよね。多分これは、はず田の方だと思うけれど、道路の拡張については同意を受けているの。

○**岡田公園街路課長** また、同意を受けておりません。

○**寺内委員** 全く、これについては、これから折衝をしていく訳。

○**岡田公園街路課長** 5人の内、1人以外は隣接している方なので、4人の方の同意はいただいております。

○**寺内委員** 何故聞いたかということ、他の道路が広がっているのに、その地権者のところだけ広がらなければ、道路は開通できないからね。だから、街路事業というと、必ず、

1人位反対が出て、それで開通が遅れることがあります。やっぱり、その人と折衝をして、ある程度は納得してくれていると。あとは、条件次第でというのであれば、話になるけれど、最初からこの事業は反対だということになると、常名の運動公園と同じになってしまうので、ここは、幹線道だからね。荒川沖木田余線は。今回は、排水場のところまでを4車線に広げるということで、事業を行っているけれど、それから先が一番、広げることが大変なところだから。入口のところを広がらなければ、その先を広げてもしょうがないとなるので。なるべく早く、その地権者とはその話し合いを持たないと、工事が進まないのです。よろしくお願いします。これは要望でいいです。

○岡田公園街路課長 ありがとうございます。

○川原場委員 岡田下水道課長、16ページの公共下水道雨水排水路整備事業についてお伺いいたします。現在、JR常磐線のところの下水道の横断工事をやっておりますけれども、平成32年度完成ということで、この予算書によりますと、平成31年度からその下流を何メートルかやりますということで、下流と言ってもほんのちょっとしか距離がないんですよ。そうすると、早めに竣工してしまうということですか。

○岡田下水道課長 JR常磐線横断工事につきまして、JRと協定書を締結しまして、平成30年から平成32年までの工期で協定を結んでおりますけれども、実際の本管の布設部は31年度中に完了というような形ですので、その取り付け管を31年度に工事を行う予定でございます。32年度は、既設管の撤去の工事等が予定しております。

○川原場委員 そうしますと31年度に完了するというふうに住民の方々にはお話をしてよろしいのですね。

○岡田下水道課長 31年度も予算をとっておりましたが、年度末位からの工事となってしまうかと思っておりますので、供用は32年度になると思えます。

○小坂委員長 よろしいですか。

○川原場委員 はい。

○小坂委員長 他にございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問もないようですので、次に、イ平成30年度土浦市一般会計補正予算(第6回)(案)について、商工観光課から順次説明をお願いいたします。

○皆藤商工観光課長 別添資料2の1ページをお願いいたします。自治金融制度利子補給金でございます。この制度は昭和54年度より実施しております自治金融制度利子補給金は、自治金融制度を活用し、金融機関から融資を受けた中小企業者に対し、負担する利息について年利1.0パーセントを上限に3年間補給するものでございます。この度は、969万円の減額補正をお願いするものでございます。理由としましては、平成25年4月に制度内容の変更がありまして、自治金融の貸付限度額が、500万円から1,000万円となったこと、融資の保障期間が5年から7年になったことで、平成26年度には、多くの事業者が利用したところですが、その利用者の補給対象期間が3年経過したこと、また、最近の幹旋件数及び幹旋金額の減少に伴うことが、理由でございます。続きまして下の段の活性化バス運行事業補助金でございます。こちらにつき

ましては、運賃収入の減少に伴う活性化バス運行事業補助金について、268万5,000円の増をお願いするものでございます。理由といたしましては、運賃収入が当初の見込みより少なく、事業費の不足が見込まれることが理由でございます。続きまして2ページをお願いいたします。サイクリングマップ及びアプリケーション作成委託でございます。今回、93万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。理由といたしましては、当初アプリケーション作成だけでということでしたが、費用対効果を再検討し、既存のポータルサイトを活用することによるものでございます。続きまして、その下の花火大会プロモーション事業委託料でございますけれども、511万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。理由といたしましては、当初、花火大会映像上映事業といたしまして、花火大会前の7日間、首都圏向けのPRとして渋谷駅前、秋葉原駅前での大型スクリーンを活用し、上映することによるPR活動を検討しておりましたが、花火大会への主要な交通手段がJRであるということ踏まえまして、PR動画について、電車内や品川駅構内での上映を実施とさせていただきまして、それによります、契約差金ということでございます。説明は以上でございます。

○室町農林水産課長 引き続き補正予算についてご説明いたします。3ページをお願いいたします。始めに歳入でございます。歳入の主な理由でございますが、事業実績によります補助金及び交付金額の確定によるものでございますが、このページの表の3段目、摘要県単補助土地改良事業補助金につきましては、県との協議の中で、木田余地区農道整備事業が、県単補助土地改良事業に該当する地区となったことから、県補助金の交付申請をいたしまして決定されたことより、歳入の補正増を行うものでございます。1枚めくっていただきまして、4ページをお願いいたします。表の2段目の被災農業者向け経営体育成支援事業交付金につきましては、この後、歳出で説明させていただきます、台風24号関連の補助金となります。続きまして、歳出についてご説明させていただきます。補正の主な理由としましては、事業費の確定によるものでございます。なお、次の5ページ、表の3段目、林業振興対策事業の補正につきましては、県の森林湖沼環境税を活用し、森林の働きや重要性などを市民に広く理解していただくために、県産材料を使用した木製品を作成しPRを行う事業で、平成30年度の県補助枠が拡大したことに伴い、補正増の予算をお願いするものです。1枚めくっていただき、6ページをお願いいたします。農業施設復旧事業台風24号関連については2つの事業がございます。説明欄でございます、①「土浦市農協系統農業災害資金利子給付金」は、系統農業災害資金で融資を受けて農業用施設等の復旧をする農業者に対して、負担軽減のために利子助成を行うもので、申込み9件分の給付金です。②「被災農業者向け経営体育成支援事業補助金について」は、被災した農業用施設の復旧に係る補助金となります。今回は、農業用ハウス5棟に対する補助金となります。次の7ページをお願いいたします。繰越明許事業となります。5款1項8目農地費、一般地帯土地改良事業です。繰越額は2,686万1,200円です。繰越の理由としては、説明の欄にございますとおり、「常名3期地区排水路整備」につきましては、平成30年度補助事業の追加交付に伴い、平成31年度の事業を前倒しして実施するにあたり、必要な工事期間の確保が出来ないためです。次、

「木田余地区農道整備」につきましては、工事に支障となる電柱移設に不測の日数を要したため、年度内完了が困難になったものでございます。1枚おめくり頂き、8ページをお願いします。8ページが工事一覧となりまして、9ページ、10ページに工事箇所的位置図を付けさせていただいております。私からの説明は以上となります。

○佐々木都市計画課長 資料の11ページをお願いいたします。地域公共交通確保維持改善事業の補正でございます。こちらは現在、県におきまして複数市町村の赤字のバス路線に対し、補助しておりますが、この補助要件といたしまして関係市町村の2分の1の負担を要件としているところで、今年度の負担金が確定いたしましたことから、増額するものでございます。続きまして、その下のまちづくりファンド事業でございますが、こちらは中心市街地の活性化や景観形成の他、地域の活性化や魅力向上などに対する市民提案型事業に対しまして、助成をおこなっていくものでございます。市や市民、民間都市開発推進機構の寄付1億5,000万円をまちづくり基金に積み立てて、10年間で活用する計画として、毎年度1,500万円予算化しているところでございますが、本年度は1件のみの助成となりそうだとということから、それ以外を減額いたしたいというものでございます。なお、この箱の下の基金積立金、こちらにつきましては、基金の利子が確定したものであるものでございます。その下の亀城モール整備事業でございますが、こちら、第2期工事につきましては、現在調整中でありまして、本年度の整備工事につきましては、減額いたしたいというものでございます。1枚おめくりいただきまして、12ページをお願いいたします。神立駅西口地区土地区画整理事業でございますが、神立駅自由通路ですとか、橋上化整備につきましては、円滑な整備促進を図ることを目的といたしまして、平成29年9月に、土浦市と土浦・かすみがうら区画整理一部事務組合と整備に関する基本協定を締結して整備を進めてまいりましたが、実際に事業を受注しておりますJRにおきまして、大型機械の使用ですとか、安価な方法への変更など、工事費が縮減されましたことから減額いたしたいというものでございます。その下13ページ、繰越明許事業（案）でございます。神立駅西口地区区画整理事業でありまして、繰越金額が1,000万円。説明の欄に繰越の理由が記載しておりますが、詳細な説明につきましては1枚おめくりいただきまして、14ページには、この2つの委託の方法について、次の15ページには、図面の方を付けさせていただきました。また、1ページお戻りいただき、14ページの整理番号1の神立駅東口歩行者専用道路新設における土浦方修正設計業務につきましては、こちら用地取得で、東日本旅客鉄道株が所有いたします、東口歩行者専用道路の用地でございますが、こちらは昨年、本委員会でもご説明させていただきましたけれども、12月に補正させていただきました取得することが出来たといったところでございますが、その後、改めて、整備方法等についてJRと協議した結果、遊歩道の整備については、まずは、JRの際の部分について、領域を構築しなければならないということでございまして、平成31年度に、JRが領域を構築し、その後、市が速やかに、遊歩道の整備に着手できるよう、平成27年に設計したものを年度を越して、修正いたしたいというものでございます。また、その下の神立駅東口暫定広場等設計業務でございますが、こちら現在、整備を進めております、神立自

由通路整備工事の竣工を来月予定してございますが、その出来形に合せた修正設計を行う必要があるということから、現在までは、未契約での繰越を行いたいと考えております。説明につきましては、以上であります。

○矢口農業委員会事務局長 資料16ページをお願いいたします。県交付金の増額補正でございます。農業委員12名と、農地利用最適化推進委員10名の活動実績に対しまして、活動を支援する最適化交付金の県交付金の歳入歳出、それぞれ128万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。17ページをお願いいたします。交付金の国からの公務歳出の取り扱いを表にしたものでございます。表の上の段になります農業委員等の報酬の総額でございます。左の枠①が、平成29年7月までの旧制度によります農業委員22名の12月分の報酬額でございます。真ん中の枠の②が、新制度に変更後の12ヶ月分の報酬でございます。年間で128万4,000円の減額となっております。右上段枠になりますが、最適化交付金は、月額6,000円の委員数×12か月分が上限となっております。土浦市の場合は、委員12名分で③になりますが、上限で158万4,000円となります。従来为国の取り扱いでは、新制度に変更後の報酬総額が減額になった場合、その分128万4,000円について公務対象とならないため、その差額④の30万円を県交付金として、計上をしておりました。下の段になります。今年度から国の取り扱いが変更になりまして、右下③のように、減額なしに全額が交付決定となったため、条例に基づき委員の報酬として、交付するため補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○和田道路課長 同じく資料2の18ページをお願いいたします。一般会計、歳入の補正でございます。一つ目の橋梁長寿命化修繕事業でございますが、事業費における防災・安全社会資本整備総合交付金につきまして、交付額の決定に伴う歳入減でございます。続きまして、道路維持補修事業でございます。こちらの事業につきましても、交付金額の決定に伴う歳入の減でございます。3つ目の地籍調査事業でございますが、地籍調査負担金の交付額決定に伴います歳入の減でございます。歳入につきましては、以上の3事業でございます。続きまして、19ページをお願いします。一般会計の歳出補正でございます。一つ目の道路橋梁管理事業でございますが、1目、道路橋梁総務費の13節、委託料、道路台帳加除補正の委託につきまして、29年度に県から移管を受けました2路線、右叵地内の県道土浦・龍ヶ崎線、及び市営斎場前から佐野子・飯田地区を通る県道土浦・境線につきまして、移管数量など、内容の変更に伴いました委託費の減などによる補正でございます。続きまして、2つ目の急傾斜地崩壊対策事業でございますが、1目道路橋梁総務費の19節負担金補助及び交付金につきまして、現在、県主体の木田余地区の急傾斜地工事につきまして、県の事業費確定に伴います受益市町村負担金の減でございます。続きまして、道路ストック修繕事業でございますが、2目、道路維持費の13節、委託料につきましては、路面状況の調査、路面性状1件、委託費の入札差金分を減するものでございます。20ページをお願いします。一つ目は、前のページに引き続き、道路ストック修繕事業でございますが、15節工事請負費につきまして、道路打ち換え工事の入札差金分を減額補正するものでございます。続きまして、橋梁定期点



検事業でございますが、2目道路維持費の13節委託料につきまして、委託費にかかる社会資本整備総合交付金の交付額確定に伴い、減額補正するものでございます。歳出につきましては、以上の4事業でございます。続きまして、21ページをお願いします。繰越明許事業(案)でございます。一つ目の橋梁耐震対策事業につきまして、工事1件、2つ目の橋梁長寿命化修繕事業につきましては、設計委託2件及び修繕工事2件でございますが、国道などを横断する橋梁工事のため、関係機関との調整に不測の日数を要し、発注が遅れましたことから、年度内完成が困難となったものでございます。3つ目の橋梁定期点検事業の委託2件につきましても、耐震対策事業や長寿命化修繕と同じく、関係機関との調整に期間を要し、年度内の発注と完了が困難となりましたことから、繰越をお願いするものでございます。また、4つ目の道路新設改良事業でございますが、測量調査などの委託3件につきまして、関係機関、JR東日本や地元との調整に期間を要したものでございます。また、17件の改良工事につきましては、拡幅用地の交渉などに日数を要しましたことから、工事発注が遅延し、年度内の完成が困難となったものでございます。用地補償10件と物件などの補償7件は、用地交渉などに不測の日数を要しましたことから、年度内の完了が困難となったものでございます。件名ごとの詳細につきましては、22ページから27ページが一覧表でございます。また、28ページから57ページが工事などの位置図でございますので、よろしくお願いたします。道路課は、以上でございます。

○岡田下水道課長 58ページをお願いいたします。繰越明許事業でございます。都市下水路整備事業費につきまして、隣接地権者との協議に時間を要したため、1件の繰越をお願いするものでございます。また、小規模排水路整備事業につきましても、隣接地権者との協議等に時間を要し、委託料1件、工事請負費1件の繰越をお願いするものでございます。59ページの都市下水路整備事業と詳細でございます。60ページが位置図でございます。続きまして、61ページが、小規模排水路整備事業の詳細でございます。62、63ページが位置図でございます。下水道からは以上でございます。

○岡田公園街路課長 公園街路課の方では、5事業について補正をお願いするものでございます。2目都市施設管理費につきましては、モール505の照明器具のLED化をリース契約で実施いたしました、その差金及びアルカス土浦にあります公衆トイレの管理負担金の減によります補正減でございます。常名虫掛線街路事業費につきましては、国の第2次補正予算を活用して事業をすすめることとするための増額補正をお願いするものでございます。8目田村沖宿線延伸道路整備事業費につきましては、事業費確定に伴います補正減でございます。9目荒川沖木田余線整備事業費につきましても、同じく事業費の確定に伴います補正減でございます。10目木田余神立線街路事業につきましても、同じく事業費の確定に伴う補正減でございます。66ページ、67ページをお願いいたします。繰越明許事業でございます。6目常名虫掛線街路事業につきましては、用地交渉において価格等の問題により不測の日数を要しましたことから、年度内完了が見込めないため、委託料で3件、工事請負費で4件、公有財産購入費で4件、補償補填及び賠償金で3件、計14件の繰越をお願いするものでございます。神立停車場線街路

事業につきましては、支障物件の移転補償におきまして、電柱移設に伴う協議が難航し、不測の日数を要しましたことから、工事請負費で2件、補償補填及び賠償金で5件、計7件の繰越をお願いするものでございます。真鍋神林線延伸道路整備事業につきましては、用地交渉におきまして相続の問題により、不測の日数を要しましたことから、委託料で3件の繰越をお願いするものでございます。なお、工事につきましては、3月中に完了し全線開通の予定となっております。詳細につきましては、その他の方で、こちらにつきましてもご説明をさせていただきます。田村沖宿線延伸道路整備事業でございます。用地交渉において、価格等の問題により、不測の日数を要しましたことから、委託料で2件、工事請負費で1件、計3件の繰越をお願いするものでございます。荒川沖木田余線Ⅰ期整備事業でございます。用地買収及び用地交渉において、価格の問題等により、不測の日数を要していることから、役務費で1件、委託料で1件、工事請負費で3件、公有財産購入費で5件、補償補填及び賠償金で1件の計11件の繰越をお願いするものでございます。荒川沖木田余線Ⅱ期整備事業でございます。隣接する茨城県事業との協議に不測の日数を要したため、委託料で1件の繰越をお願いするものでございます。木田余神立線街路事業でございます。工作物所有者との交渉に不測の日数を要したため、補償補填及び賠償金で1件の繰越をお願いするものでございます。68ページから77ページにつきましては、繰越の調書となっております。78ページから84ページが位置図となっております。説明は以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

○竹内委員 66ページですが、支障物件の移転補償において、電柱の移設に伴う工事が難航している。私も7期28年。電柱の移設についての内容は何回もやったのですが、これ具体的にどういうふうに手続きをして、どういうふうに移転してくれるのですか。マニュアルというか。

○岡田公園街路課長 本件につきましては、神立停車場線の拡幅予定地内に電柱がありましたことから、昨年3月に東電とNTTの方に移設申請を出しており、昨年10月以降に協議を行い、何本かに分けて移設工事を行っておりますが、まだ、現場の方の工事が終わっていない状況ですので、繰越をお願いしたところでございます。

○竹内委員 これまで3箇所か4箇所の電柱移設をした記憶がありますが、えらく苦労をしてね。どうしてもそれがどかないと幅員が取れないとかね。その方のお宅の中に、車が入らないとかね。色々なことがあって。特に、東日本大震災以降にありましたが、今後ともよろしくお願いします。

○内田委員 65ページ。1億8,800万円の減額補正ですが、事業費確定に伴うことであるということですが、ちょっと金額が大きいの、中身を教えてもらいたい。

○岡田公園街路課長 補正前の予算額、3億6,175万6,000円。その内、補助事業として3億4,600万円を補助事業で実施する予定をしておりました。しかしながら、その補助の方の内示が30パーセント。事業費にして、1億4,000万円分の補助金しか付かないということで、その補助割れ分を補正減でお願いするような形でございます。補助事業として、3億4,000万円分を国の方に要求し、それに対して、国

の方から、内示と言うか割り当てで、来た事業費が、1億4,000万円分ということでした。その関係で、その補助が付かなかった分に関しましては、本年度は事業を見送りまして、来年度以降に実施するという事で補正減をお願いするものでございます。

○内田委員 要するに補助金が付かなければ、その工事はやらないよ。ということ。

○岡田公園街路課長 はい。

○内田委員 分かりました。

○川原場委員 公園街路課長にお尋ねいたしますが、67ページ。木田余神立線街路事業。現在工事をやっておりますけれども、この補償補填及び賠償金の金額1,700万円を払っているというのはどういうことですか。工事が終わっていないのに。

○岡田公園街路課長 こちら、下段の木田余神立線街路事業費の補償補填及び賠償金につきましては、テナントへの借家への補償金、工事に入る前の用地取得に伴うものでございます。

○川原場委員 もう1点。大分工事の方が進んでいるようですけれども、現在、買収をしていないところはパチンコ屋のところだけですか。終わっていないところは。

○岡田公園街路課長 木田余神立線につきましては、工事は一切入っておりません。

○川原場委員 現在。

○岡田公園街路課長 はい。現在、用地取得の方を進めているところです。

○川原場委員 アパートが撤去しただけですね。

○岡田公園街路課長 あれは、所有者の方で撤去しております。

○川原場委員 はい、分かりました。

○小坂委員長 他にございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問もないようですので、次に、ウ平成30年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1回)(案)について説明をお願いいたします。

○佐々木都市計画課長 別添資料3をお願いいたします。資料を1枚おめくりいただきまして、こちらは土浦駅前北地区市街地再開発事業についてでございます。こちらは平成29年度に整備が完了いたしまして、今年度は精算ということでございますが、平成29年度末に、平成20年度に取得いたしました事業用地の一部の残債務の部分を全額繰上償還したところでございますが、それに伴いまして、今年度償還が不要となりましたことから、その分の全額を減額補正したいというものでございます。説明につきましては以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問もないようですので、次に、エ平成30年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算(第1回)(案)について説明をお願いいたします。

○岡田公園街路課長 別添資料4をお願いいたします。1ページをお願いいたします。歳入の方でございます。駐車場使用料につきまして、駐車場利用者の減によります使用料の減に伴いまして、一般会計繰入金が増額することになります。また、雑入につきま

しては、昨年施工しました土浦駅東口駐車場外壁の大規模補修工事によりまして、当初予算より、消費税の還付金が増額なったものでございます。歳入の財源更生をお願いするもので、歳出の補正の方はございません。説明の方は以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

○竹内委員 これ、どこの駐車場を言っているのか。

○岡田公園街路課長 6箇所全部を言っております。

○小坂委員長 他には…よろしいでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問もないようですので、次に、平成30年度土浦市下水道事業特別会計補正予算(第4回)(案)について説明をお願いいたします。

○岡田下水道課長 別添資料5をお願いします。1ページをお願いします。1ページ上段の1項下水道管理費2目下水道維持費につきましては、公共下水道整備事業社会資本総合交付金の確定に伴い、工事費の減額補正をお願いするものでございます。下段の2目、流域下水道事業につきましては県事業費が減になり、それに伴い市町村負担金も減額になりましたことから減額補正をお願いするものでございます。次に2ページの方をお願いします。繰越明許費をお願いするものでございます。上段のポンプ場、電気機械設備、オーバーホール事業につきましては、更新代表ポンプの選定に時間を要したことから、工事費1件の繰越をお願いするものでございます。次に、下水道ストックマネジメント事業につきましては、更生工事の資材に時間を要したため、また、隣地地権者との協議に時間を要したため、それぞれ1件ずつ、2件の繰越をお願いするものでございます。次の段、公共下水道汚水整備事業につきましては、関係機関及び隣地住民との調整に時間を要したため、委託料1件、工事費3件、補償補填及び賠償に1件、計5件の繰越をお願いするものでございます。下段の公共下水道、雨水排水整備事業につきましては、委託料1件、工事費4件、用地補償1件、補償補填及び賠償に1件の合計7件の繰越をお願いするものでございます。3ページをお願いします。流域下水道事業につきましては、県事業の繰越に伴いまして、負担金の繰越をお願いするものでございます。続きまして、4ページにつきましては、ポンプ場電気・機械設備オーバーホール事業の繰越案件でございます。5ページが位置図でございます。6ページをお願いします。6ページ、下水道ストックマネジメント事業の繰越案件一覧でございます。7ページ、8ページが位置図でございます。9ページをお願いします。公共下水道汚水事業繰越案件の一覧でございます。10ページから13ページが位置図でございます。14ページをお願いします。公共下水道汚水排水事業の繰越案件一覧でございます。15ページから19ページが位置図でございます。20ページをお願いします。流域下水道事業繰越案件でございます。20ページから22ページが関係表でございます。下水道課からは以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

○内田委員 下水道管渠更生工事、並びに補修工事というのがありますが、これは、地盤が弱ってずれちゃったというような根本的な工事なのか。その辺金額も大きいし、例

えば、港町3丁目、郵便局の反対だとか。

○岡田下水道課長 港町3丁目につきましては、Z管、紙に油を塗った管がオイルショックの時に使われておりました、それが油抜けしてしまい陥没事故が起こってしまったもので、それで今回カメラ調査を入れて補修工事を行ったものでございます。その前の下水道管渠更生工事につきましては、ヒューム管、コンクリートの耐用年数であります50年を過ぎた管渠でありまして、特殊工法により更生工事で使用する材料製造に不測の時間を要したことにより繰越をお願いするものでございます。以上でございます。

○内田委員 それは、大変いいことであるのだけれども、私の質問、既存の水道パイプは、古いものを取り替えています、下水道も結局これからやっっていかなきゃならないものなの。

○岡田下水道課長 実際のコンクリートの耐用年数が50年と言われております。実情では、国総研、国が出したものでは、78年位は持つのではないかという統計があるのですけれども、土浦市の場合、旧市街地におきましては、昭和41年代から整備をしております、約50年が過ぎております。これから更生テストが必要となっていてと考えております。

○内田委員 ということは、例えば地震や地盤沈下など、そういう事故が起きたものからやっっているということなのか。本来であれば管が駄目になりつつあるんだけど、その中でも、例えば港町などは埋め立て地ですから、地盤沈下でずれるというトラブルがあるものから直していく。こういうことなの。

○岡田下水道課長 現在、ストックマネジメントの計画を作っております、その耐用年数とか緊急輸送路とか、そういうものがどれだけ早急に必要なのかを挙げまして、カメラ調査等を実施し、管の状況等を調べて悪いところを是非直していくというような状況でございます。

○小坂委員長 一言だけ。老朽化している下水道を替えていく計画がもし、作られていくと、雨水排水を分離していくなんてことは、これから可能なのでしょうか。

○岡田下水道課長 合流管の改修でございますけれども、現在、布設替えではなくて、管渠を内側から改修していくような更生工事という形では、市内には大きい合流管が入っているため、布設替えというのは中々難しいと考えております。

○小坂委員長 他にありますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問もないようですので、次に、カ平成30年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計補正予算(第1回)(案)について説明をお願いいたします。

○佐々木都市計画課長 別添資料6をお願いいたします。資料1ページでございます。土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計につきまして、今年度は清算業務でございます。歳入歳出、上が歳入、下が歳出でございますが、いずれも清算金ですとか、消費税還付金の額が確定する等、事業費が確定したことによる減額補正でございます。なお、下の歳出の説明欄で同じ清算者、りそな銀行についての清算については、補償で、土浦市については、繰出金となっております。こちらは、土浦市分の清算金につきましては、

一般会計に戻すといった考え方から、繰出金として対応したものとなっております。説明につきましては以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

（「なし」という声あり。）

○小坂委員長 質問もないようですので、次に、キ「土浦市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例」の一部改正（案）について説明をお願いいたします。

○小林水道課長 別添資料7をお願いいたします。この改正は、法改正によるものでございます。内容につきましては、学校教育法の一部改正に伴う、技術士施行規則が一部改正されたことにより、本市の水道技術者の資格の条例改正が生じたものでございます。具体的には、水道布設工事の資格基準に専門職大学を加える改正、もう1つは、資格取得のための選択科目の改正でございます。説明の方は以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

○竹内委員 素朴な質問ですけれども、専門職大学というのは、具体的にどのようなものなのでしょうか。どこのどういう大学を言うのでしょうか。

○小林水道課長 詳しくは分かりませんが、専門職大学というのは普通の大学と専門学校の丁度中間的な形で、専門学校プラス学校教育を受ける大学というのが新しく創設されるということでございます。

○竹内委員 新しくこういう大学ができるということですか。

○小林水道課長 はい。

○竹内委員 分かりました。

○小坂委員長 他に質問ありますか。

（「なし」という声あり。）

○小坂委員長 質問もないようですので、次に、ク「土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計条例及び土浦・阿見都市計画事業土浦駅前北地区第一種市街地再開発事業の施行に関する条例」の廃止（案）について説明をお願いいたします。

○佐々木都市計画課長 別添資料8をお願いいたします。1ページでございます。条例の廃止案の理由について付けさせていただきましたが、この駅北再開発事業先程もご説明させていただいたように、今年度をもって事業が完了すると、また、会計についても、清算となりますことから、この2つの条例について廃止をいたしたいというものでございます。大きな2つ目で条例の概要について付けさせていただきました。駅北事業特別会計と2つ目でございます施行規定を定めていた条例でございます。なお、施行日につきましては、31年4月1日といたしたいというものでございます。ページ1枚おめくりいただきまして、2ページには、廃止する条例の方を付けさせていただきました。説明の方は以上となります。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

（「なし」という声あり。）

○小坂委員長 それでは、質問もないようですので、次に、ケ「土浦市肥育牛生産施設条例」の廃止（案）について説明をお願いいたします。

○室町農林水産課長 別添資料9番土浦市肥育牛生産施設条例の廃止案についてご説明いたします。1頁をお願いします。今回の条例廃止の趣旨についてご説明いたします。土浦市肥育牛生産施設につきましては、昭和57年に、旧新治村が農林業同和対策事業を活用して建設したものでございます。現在耐用年数を大幅に超過しており、老朽化が著しい状況であるところでしたが、利用者から平成31年3月31日をもって施設を利用しない旨の申し入れがあったため、施設の返還を受け、条例の廃止を行うものです。2番に廃止条例の要点を記載してございます。この条例は、肥育牛生産の振興及び畜産経営の環境の保全を図ることを目的に設置された施設の設置及び管理に関する条例で、条例の内容として、施設の名称は、共同畜舎施設の所在は、土浦市下坂田1649番地の1、利用については、市長が認める農業団体等使用料については、原則無料となっております。なお、施設そのものは無料ですが、土地については、市が地権者2名に対して借地料の支払いをし、利用団体からは、同額を市に納入頂く手続きを行っております。なお、今後の施設の取扱いにつきましては、先程も述べましたとおり、老朽化が著しく、今後の利用に適さないことから、施設の解体撤去を計画しております。条例の廃止は、平成31年3月31日としております。1枚おめくりください。2ページに施設の位置図を付けさせて頂いております。常磐高速の西側、旧国道125号の南奥に入った場所に施設はございます。3ページに施設の現況写真をつけております。上の写真が施設で下の写真は、堆肥舎でございます。説明は以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。  
（「なし」という声あり。）

○小坂委員長 質問もないようですので、次に、コ「土浦市勤労者総合福祉センター条例」の一部改正（案）について から ツ「土浦市都市公園条例」の一部改正（案）について、更に、ト「土浦市水道事業給水条例」の一部改正（案）については、消費税率引上げ関係の一部改正の内容となりますので、執行部の方から一括での説明をお願いいたします。

○皆藤商工観光課長 お手元の消費税引き上げに伴う改正について、紙1枚の資料でございます。そちらをご覧下さい。只今、委員長からございました別添資料10～18と20につきましては、平成31年度10月に予定しております、消費税率の引上げに伴いまして、税負担の適正な転嫁の趣旨からですね、消費税率の引上げ相当分を改正させて頂いていただくというものでございます。税率改正に伴いまして、使用料等の算出方法でございませけれども、計算の中で、10円未満の端数は、切上げとする内容でございませ。また、値上げ率が増税分の2%を超えないように、5円単位で調整させていただきます。このようなことを市全体で、統一を図っているものでございます。理由といたしましては、利用者からの便乗値上げだと誤解されないように、十分に理解が得られるように努めたいところでございます。それでは算出方法でございませけれども、算出例をみていただきたいと存じます。一番上の現行の金額2,050円でございませけれども、現行料金を1.08で割った数字に1.10を掛けますと増税分の計算のところだと、

2,087.96円ということになります。続きまして、10円未満の端数は、切り上げるということですので、端数調整の欄をみていただきますと2,090円となるものがございます。また、値上げ率の増税分2パーセントということになりますので、現行料金2,050円、端数調整の2,090円、こちらの増加率を計算いたしますと伸び率は1.95パーセントということで、2パーセントを超えないので、端数調整額の金額がそのまま改正後の料金とさせていただきますというものでございます。また、さらに下の段860円の料金を見ていただきますと、やはりこの現行料金に対しまして、1.08で割った数字。また、1.10を掛けて端数調整をした金額というのは、880円になるかと思えますけれども、そちらの方ですね、増加率を確認していただくと2.33パーセントということとなりますと、2パーセントを超えてしまうということになりますので、この場合5円単位で調整するという事になってございます。そうしますと端数調整は880円。これを5円減らしまして、875円といたしまして、改めて増加率を計算いたしますと、1.74パーセントということで、2パーセントを超えないということになりますので、875円を改正後の料金とさせていただきますというものでございます。また、一番下の段の現行料金620円の計算をさせていただきますと、631.48円となり、これの10円未満の端数は切り上げしますと、640円となりますが、こちらの増加率を計算をしますと3.23パーセントということになりますので、2パーセントを超えてしまう。この場合、まずは5円刻みで調整しまして、635円で計算いたしましても2.42パーセントとなりますので、また、5円下げまして630円ということで計算させていただきますと増加率が1.62パーセントとなり、2パーセントを超えないので、この金額を法改正後の料金とさせていただきますというものでございます。この計算方法によりまして、算出した使用料等で条例改正する案件、いずれも条例に使用料等が別表で示されているものでございます。こちらで申しますと、別表資料10番「土浦市勤労者総合福祉センター条例」、11番「土浦市勤労青少年ホーム条例」、12番「土浦まちかど蔵条例」、13番「土浦市小町の館条例」、14番「土浦市農業センター条例」、15番「りんりんポート土浦条例」、18番「土浦市都市公園条例」こちらにつきましては、全て使用料等が別表に記載されております。ので、こちらの金額を入れさせていただきますと、条例改正をさせていただきますものでございます。また、16番「土浦市農業集落排水処理施設条例」、17番「土浦市下水道条例」、20番「土浦市水道事業給水条例」は、条例の文中のなかで、使用料等につきまして、「100分の108を乗じた額」となっているところを「100分の110」と改めてさせていただきますと、消費税のアップに対応させていただきたいと考えているところでございます。また、今回条例改正に伴いまして、法令審査会に諮っているところですが、条例の文言等の統一性を図るため、一部の条例において文言の変更を行っているところですが、条例の内容が変わるものはないので、その点につきましてよろしく願いいたします。説明の方は、以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

（「なし」という声あり。）

○小坂委員長 質問もないようですので、次に、テ「土浦市駐車場条例」の一部改正（案）について説明をお願いいたします。



○岡田公園街路課長 別添資料19をお願いいたします。土浦市駐車場条例の一部改正の概要について、条例改正の背景でございますが、近年の民間駐車場の増加及び駐車料金の低減化により、市営駐車場の利用状況が低迷している状況であります。このことから、駐車場経営の健全化を図るため、料金の低減等により利用者を増加させることが必要となっております。今回の条例改正につきましての要点でございますが、利用者の増加及び近隣駐車場料金との均衡を保つため、駐車場料金を改定するものでございます。改正の概要でございますが、1日における最高限度額を現行の1,500円から1,000円に、定期駐車料金の月額を現行の1万2,300円から1万円に改正する。また、自動2輪車の駐車需要に対応するために、自動2輪車の駐車料金を追加するものです。具体的には、普通駐車料金1時間当たり100円。1日の最高限度額を500円。定期駐車料金を月額5,000円で追加するものでございます。なお、自動2輪車の取り扱いにつきましては、当面、駅東駐車場のみといたしたいと考えております。3の施行日でございますが、3ヶ月の周知期間を置きまして、7月1日から施行したいと考えております。また、①の駐車料金、一番下の箱ですが、1日駐車場の駐車料金につきましては、消費税の改正によるもので、現行の6,480円から6,600円に改正するもので、施行日につきましては10月1日から改定するものでございます。2ページから4ページがその条文でございます。5ページから8ページが新旧対照表となっております。説明につきましては以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問もないようですので、次に、ナ「神立駅周辺地区都市再生整備計画事業の施行に関する基本協定」の一部変更(案)について説明をお願いいたします。

○佐々木都市計画課長 別添資料21をお願いいたします。神立駅周辺都市再生整備計画事業の施行に関する基本協定の一部変更(案)についてご説明させていただきます。資料1枚おめくりいただきまして、こちらにつきましては、先程、補正予算でもご説明させていただきました、平成29年9月に、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合と業務委託に関する協定を土浦市で締結しているところでございますが、この度、神立駅東西自由通路及び橋上駅舎整備工事の工事完了に伴いまして、協定内部の一部を変更するものでございます。下記の1つ目の変更内容でございますが、金額、変更前24億8,185万1,000円から変更後23億6,012万4,876円については、その下の変更理由といたしましては、先程の説明と重複しますが、大型機械の使用が可能となり作業効率が向上するとともに、基礎杭打ち込みを安価な工法に変更したことにより、工事費用の縮減が図られたことによるものでございます。3番目の協定の相手方といたしましては、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合と。4番では、参考までに整備内容につきまして、付けさせていただいたものでございます。説明につきましては以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問もないようですので、次に、二「土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合同規約」の変更（案）について説明をお願いいたします。

○佐々木都市計画課長 別添資料22をお願いいたします。土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合同規約の変更についてご説明いたします。現在進めております、神立駅自由通路、駅舎橋上化につきましては、来月事業を完了し、全面供用開始する予定となっております。また、先程補正予算でもご説明させていただきました、神立駅東口歩行者専用道路につきましては、それぞれの市が行うこととなりましたことから、一部事務組合の規約をこの箱の中のとおり変更いたしたいというものでございます。まず、組合の共同処理する事務といたしまして、神立駅自由通路、駅舎橋上化整備事業、また、駅東口歩行者専用道路整備事業につきましては、削除するということと、負担金につきましても、3つの事業を削除いたしたいというものでございます。説明につきましては、以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。  
（「なし」という声あり。）

○小坂委員長 質問もないようですので、次に、又「土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合同規約」の変更に伴う財産処分（案）について説明をお願いいたします。

○佐々木都市計画課長 別添資料23をお願いいたします。土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合同規約の変更に伴う、財産処分（案）でございますが、資料を1枚おめくりいただきまして、こちらは今程ご説明させていただきました、その後の話でございますが、神立駅自由通路と駅東口歩行者専用道路につきましては、自由通路につきましては完成したということと、駅東口歩行者専用通路については、土浦市、かすみがうら市の両市が、それぞれで整備するというところでございまして、自由通路、あと、一部事務組合で持っていた土地の部分については、それぞれの市が帰属を受けるというものでございます。説明につきましては、以上となります。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。  
（「なし」という声あり。）

○小坂委員長 質問もないようですので、次に、ネ市道路線の認定及び廃止（案）について説明をお願いいたします。

○和田道路課長 別添資料24をお願いいたします。1つ目の市道の認定につきましては、中114号線の1路線、また、2つ目の認定の廃止につきましては、神立東一丁目1号線の1路線をお願いするものでございます。2ページをお願いします。市道認定路線の概要でございますが（1）の中114号線につきましては、4ページをお願いします。中114号線は、中地内「プリマハム株式会社、茨城工場」の増設に伴った北側進入通路の延伸箇所の新設されました延長12.75m、幅員が8.17m、の道路でございます。この路線は、これまで、国道6号の原の前交差点側から住宅地を通過しておりました、プリマハム関係の大型車両の通行を少なくするために、工場の増設側から国道125号バイパスの側道へアクセスするために新設された道路でございます。続きまして5ページをお願いします。市道廃止路線の概要でございます。（1）の神立東一丁目1号

線の廃止につきまして、7ページをお願いします。これまで認定されておりました、神立東一丁目1号線は、JR神立駅北側の線路上に架かっておりました、延長101.3メートル、幅員が4.50メートルの神立跨線人道橋でございます。現在、整備中の神立駅西口地区、画整理事業の神立駅東西自由通路の開通に伴いまして、このほど、既設の神立跨線人道橋が撤去されましたことから、認定を廃止するものでございます。市道路線の認定及び廃止につきましては、以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問もないようですので、次に、ノ専決処分の報告について(道路管理瑕疵)説明をお願いいたします。

○室町農林水産課長 別添資料25「道路管理瑕疵による専決処分の報告について」をご説明いたします。1ページをお願いします。この案件は、道路管理瑕疵における和解について、道路施設管理に係る損害賠償につきまして、下記のとおり和解したものでございます。事故の発生日時と場所につきましては、平成30年8月21日の午後3時10分頃、真鍋二丁目4番24号地先、市道真鍋二丁目4号線、つくば霞ヶ浦りんりんロードと交差する箇所において、乗用車で走行中、道路を横断している排水路の改修工事を施工した際に生じた段差により、車体底部が接触し、バンパーの底部を損傷したものです。1枚めくって頂き、3ページをお願いします。上段の写真是、現場の状況写真となります。今回の事故車両が、写真の奥から手前に向かって走行した際、写真中央に道路を横断する形で埋設されているボックスカルバート周辺の段差、特に、右側に少し写真に写っている集水枡のグレーチングと段差が大きく、その段差部において、車体底部が接触したものです。下段の写真が事故車両のバンパーが損傷した状況写真となっております。和解の概要としましては、土浦市が相手方に対し、車両の修理費用8万862円に対する過失割合の30パーセント分、賠償額2万4,258円を相手方に支払うことにより和解したものでございます。1枚めくって頂き、4ページをお願いします。なお、上段の写真の道路の段差については、右側のグレーチングの付いた集水枡の一部を埋め、蓋を掛けた箇所を含めて、下段の写真のとおり、広範囲に舗装のすり付けを行い、勾配を緩くし、段差の解消を行いました。説明は以上でございます。

○和田道路課長 同じく、5ページをお願いします。この案件は、道路管理瑕疵における和解でございますが、道路施設管理に係る損害賠償につきまして、下記のとおり和解したものでございます。事故の発生日時と場所につきましては、平成29年10月25日の午前8時20分ごろ、6ページに添付させていただいております、神立町3823番8地先の市道1級18号線、通称、国体道路の歩道を走行中の自転車が、コンビニエンスストアからの車両を避けようとした際に、歩道先の境界ブロック破損箇所に自転車の前輪タイヤを取られたことから、転倒し、顔にケガをしたものでございます。7ページの写真是、事故当時の歩道の破損状況と転倒した自転車でございます。5ページに戻っていただいて、和解の概要としましては、土浦市が相手方に対し、診断書費用の6,480円、及び賠償額34万7,057円に対する過失割合の50パーセント分として、

合計額の18万9円を支払うことにより和解したものでございます。現在、補修後の状況としましては、8ページの方に添付してございますが、ブロックで補修した場合、再び破損の恐れがありますことから、アスファルト舗装により修復しております。道路課からは、以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問もないようですので、ここで、休憩とし、午後1時5分から再開いたします。

(午後0時6分から休憩)

(午後1時05分より再開)

○小坂委員長 休憩以前より委員会を再開いたします。ハ専決処分の報告(和解)について説明をお願いいたします。

○櫻井住宅営繕課長 別添資料26専決処分の報告、1ページをお願いいたします。日時は平成30年8月22日午前11時10分頃でございます。場所は市営都和住宅1号棟でございます。2ページの方をお願いいたします。位置図の丸のついているところが発生箇所でございます。事故の概要につきましては、都和住宅1号棟において、上階の排水等の詰まりにより、天井から漏水が発生したことで相手方の家財に損害が生じたものでございます。3ページの方の写真が被害の状況でございます。和解の概要につきましては、相手方に対し45万2,787円を支払うことで和解となりました。保険金につきましては、住宅施設賠償責任保険に加入しておりますので、保険により対応させていただいております。今後このようなことが無いように入居時に水回りの入念な確認を行いまして、入居していただくようにいたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○岡田下水道課長 同じく資料の4ページをお願いいたします。下水道施設管理に係る賠償についての和解でございます。平成30年10月28日午前6時30分頃、真鍋四丁目地内の国道354号線を走行中、下水道マンホールと道路面との段差により車体が跳ね上がり、着地した際に当該車両の一部が破損したものでございます。相手方に21万6千円を支払い和解したものでございます。損害の割合は5割でございます。5ページが事故発生箇所の位置図で6ページの上の写真が段差の状況でございます。約6センチから8センチ程度の段差が路面と汚水マンホールとの間にあった模様でありまして、下の写真が右側後輪ドライブシャフトを破損した車両の写真でございます。写真の車両は、トライブという1,800CCのバイクを改造したものでございます。下水道からは以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問もないようですので、次に、ヒ訴えの提起について説明をお願いします。

○櫻井住宅営繕課長 別添資料27でございます。1ページをお願いいたします。西板

谷住宅にお住いの記載の方で、同住宅と2番目の同じく西板谷住宅にお住いの記載の方であり、両者とも高額滞納につき、訴えをお願いするものであります。訴訟対象者の表の1番の方は、月数が50ヶ月、金額の方が115万3,600円、2番の方は、月数が6ヶ月、32万4,600円でございます。よろしく申し上げます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問もないようですので、次に、(2)報告事項に移ります。ア入札案件について農林水産課から順次説明願います。

○室町農林水産課長 別添資料28をお願いします。入札案件について、農林水産課からご説明いたします。1枚めくって頂きまして、1ページをお願いします。こちらは、先ほど、繰越明許事業補正予算にてご説明いたしました、かんがい排水路整備工事の工事箇所となります。工事件名、常名3期地区排水路整備工事(2工区)工事内容は、排水フリーム布設工205.3メートル、工期は、平成31年3月30日まで予定価格は、975万円となります。私からの報告は以上となります。

○和田道路課長 同じく、別添資料28の入札案件につきましては、9件でございます。2ページをお願いします。東真鍋1号橋木田余立体橋耐震補強工事でございます。木田余立体橋は、橋の長さが180メートル・幅員10メートルの橋梁でございますが、この度の主な工事概要でございますが、全体の橋脚5基につきまして、鉄筋コンクリートの巻き立てにより耐震補強をするものでございます。3ページをお願いします。市道大岩田94・116号線実施設計委託でございます。委託箇所につきましては、大岩田地内で土浦三高の西側に位置する道路でございます。委託概要でございますが、委託延長240メートル区間におきまして、現況、約2.5から3.5メートルの幅員の道路を5メートルに拡幅改良するための設計委託でございます。続きまして、4ページをお願いします。市道I級5号線改良工事でございます。工事場所につきましては、神立町地内の鹿島神社付近の箇所でございます。工事概要につきましては、延長190メートル区間におきまして、現況幅員、約3.6メートルの道路を5～6メートルに拡幅改良するものでございます。5ページをお願いします。市道殿里12号線改良工事でございます。工事箇所につきましては、殿里と隣接する真鍋5丁目との境の道路でございます。工事概要につきましては、延長138メートル区間におきまして、現況幅員、約2.7メートルの道路を4.0メートルに拡幅改良するものでございます。続きまして、6ページをお願いします。市道並木三丁目2号線改良工事でございます。工事箇所につきましては、並木三丁目地内の茨城県道心園付近に位置する路線でございます。工事概要につきましては、延長81メートル区間におきまして、現況幅員、約2.7メートルの道路を4.0メートルに拡幅改良するものでございます。続きまして、7ページをお願いします。市道小山田1・3号線改良工事でございます。工事箇所につきましては、小山田一丁目地先のつくば市との行政界の道路でございます。工事概要につきましては、延長230メートル区間におきまして、現況幅員、約3.6メートルの道路を5メートルに拡幅改良するものでございます。続きまして、8ページをお願いします。市道乙戸27

号線改良工事でございます。工事箇所につきましては、乙戸地内、土浦市青少年の家の西側付近に位置する箇所でございます。工事概要につきましては、延長160メートル区間におきまして、現況幅員、約2.7メートルの道路を5メートルに拡幅改良するものでございます。続きまして、9ページをお願いします。市道桜ヶ丘22号線改良工事でございます。工事箇所につきましては、桜ヶ丘町地内のバス通りに接する路線でございます。工事概要につきましては、延長100メートル区間におきまして、現況幅員、約1.8から3.0メートルの道路を4メートルに拡幅改良するものでございます。続きまして、10ページをお願いします。市道菅谷163号線改良工事でございます。工事箇所につきましては、国道354号の加茂の交差点の西側に位置する、かすみがうら市との行政界の道路でございます。工事概要につきましては、延長177メートル区間におきまして、現況幅員、約3.6メートルの道路を4メートルに拡幅改良するものでございます。道路課は、以上9件でございます。

○岡田下水道課長 同じく11ページをお願いします。国補公下（雨水）第2号神立菅谷雨水幹線（調整池）整備工事でございます。調整池の掘削を行うもので1,560立米の掘削を行うものでございます。下水道からは以上でございます。

○岡田公園街路課長 1枚おめくりいただいて、12ページをお願いいたします。委託件名都市計画道路常名虫掛線道路予備設計及び排水路詳細設計業務委託でございます。委託の内容でございますが、予備設計延長370メートル、排水路詳細設計1,200メートルでございます。公園街路課からは以上でございます。

○小林水道課長 続きまして13ページをお願いいたします。木田余地内配水管布設工事でございます。湖北地区へは真鍋新町、旧協同病院方面からJR軌道敷を横断して配水していますが、昨年漏水があり、これを更新するよりも、木田余方面からループさせた方が、管理面・費用面ともに有利でありますことから、こちらに切り替えるための工事でございます。以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

○竹内委員 7ページ、市道小山田線。工事は位置図に示される工事箇所のところだけ。

○和田道路課長 全体の路線の計画はございますが、用地関係がまとまったところから、随時着工しております。

○竹内委員 これは、柴沼部長はよく知っているとおおり、5、6年前から地元要望で、隣がつくば市なんです。つくば市との境界間で非常にやり辛かったですよ。行政が色々工夫していただいてやることになったんだよね。まあよろしくをお願いします。

○川原場委員 11ページの神立菅谷雨水幹線（調整池）整備工事を現在やっておりますけれども、これが最後になりますか。

○岡田下水道課長 調整池の残土掘削につきましては、約1万5,000立米程度残っております。

○川原場委員 そうしますと、あと何回位で終わるんですか。

○岡田下水道課長 常磐線横断工事が、平成32年に完了する予定ですので、平成32

年までには、調整池の掘削を終了したいと考えております。

○川原場委員 何パーセント位終わってます。全体の。

○岡田下水道課長 5万8,000立米の内、残りが1万5,000立米でございます。

○内田委員 この掘削した土はどこで処理しているの。

○岡田下水道課長 現在、改良土センターの方へ持って行ってまして、改良土センターで改良して道路改良等に使われていると思います。

○寺内委員 岡田課長よ。12ページのところの実施設計というのは、今、こう、道路広がっているよね。そこの先かな。虫掛のところ。

○岡田公園街路課長 その流末の雨水排水の処理先を検討するということです。

○寺内委員 あそこ道路広がって、並木の方から降りてくるところが急に狭くなっているから。拡幅はしないの。

○岡田公園街路課長 市の概略設計を含めまして…。

○寺内委員 だろう。その話を聞いてるんだよ。雨水あるところじゃなくて、将来、その道路を広げて、県道路線のところを広げていくんだらう。

○岡田公園街路課長 はい。

○寺内委員 はい、分かりました。

○小坂委員長 その他に何かご質問等ございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問もないようですので、次に、イりんりんポート土浦の完成について説明願います。

○佐々木都市計画課長 別添資料29をお願いいたします。1ページをお願いいたします。今、開業時間について、こちらにつきまして、川口2丁目地区に進めております、りんりんポート土浦でございます。こちら間もなく完成いたしまして、3月30日にオープンを予定しております。当日は、県やアトレ、隣接のラクスマリーナ等と提携しながらセレモニーイベント等を実施したいという方向でございます。また本日、チラシの方をご用意させていただきましたが、当日のオープンイベント等の内容を載せたものでございますが、このチラシを3月中旬に市内の私立、公立の幼稚園と保育所と、全小学校、全学年に配付していきたいと考えてございます。説明につきましては以上となります。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問もないようですので、次に、ウ亀城モール整備工事（I期）の完成について説明願います。

○佐々木都市計画課長 別添資料30をお願いいたします。こちらも、これまでご説明させていただきました亀城モール整備1期工事でございますが、こちら間もなく完成いたします。3月29日に供用開始できる運びとなりましたのでご報告させていただきます。1ページおめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。こちら1期工事に隣接いたします。こちらの図面のII期工事整備箇所にあります、ナカタカメラさんの部分です。今現在、茨城県に置かれまして道路補修工事を実施しているところから、市のI

期工事完成後もこの隣接地につきましては、車道や歩道の一部に通行の規制がかかることとなりますので、ご了承の方をいただければと思います。説明につきましては以上となります。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

○寺内委員 茨城県の工事というのは、亀城公園のところのお堀のところの工事をやっているんだよね。中を綺麗にするためにやっているんだろう。

○岡田下水道課長 現在ですね、国道125号線でございますけれども、土浦駅から国道6号線までの道路の整備につきまして、昭和7年から昭和9年に旧の川口川を埋め立てて、整備をしております、3,600ミリメートル×2,400ミリメートルのボックスが舗道に入っております。そのボックスが経年劣化で腐食しているところがありまして、危険という形で県の方で補修工事を行っていると聞いております。以上でございます。

○寺内委員 その工事は分かっているんだけど、あそこのところ信号の一番角で、1車線分位出っ張ってて、危ないんだよ。どの位の期間で工事が終わるの。

○岡田下水道課長 ちょっと工事期間までは分からないですけど、県のほうは、やっと工事の方法がまとまってきたところという話しでした。

○寺内委員 その話は、前に決まっていたんじゃないの。本来は、川口1丁目の方は、高架道のためにボックスカルバートを移設して新しい物を埋めたんだよね。それがやっと整ったの。

○岡田下水道課長 県との協議におきましては、今回かなり腐食しているところがあるということで、県の方で一部補修しましょうという話しにやっとなったところです。

○柴沼建設部長 直す工事の方法が決まらなかったということです。アーケードの外側から掘って大規模にやり直す計画だったんですが、アーケードの部分が撤去できないので、では、内側からやる工法はないか検討いたしまして、結果的に内側からの工法でやることになりました。当初から修繕する方向できておりましたが、やり方がやっと決まったという状況でございます。

○寺内委員 あそこの所1箇所じゃないんだよな。旧ヤマハルの方も酷いんだよ。地面に埋まっているから分からないんだけど。1度で、短期間に終わらせられるように県の方をお願いして下さい。これは要望で良いですから。

○小坂委員長 それでは次に、エ千代田神立ラインの運行について説明願います。

○佐々木都市計画課長 別添資料31をお願いいたします。1ページをお願いいたします。こちらにつきましては、前回の事前委員会でもかすみがうら市の方と協議を進めているということをご報告させていただきましたが、かすみがうら市と協調し、運行を支援することとなりましたので改めてご報告させていただきます。まず、大きな1番ですが、これまでの経緯等についてまとめさせていただきました。当初、このラインはかすみがうら市において単独事業として神立駅を起点として、かすみがうら市内の主要施設や神立病院、協同病院を継ぐ路線の導入を検討していたものでございまして、本市を通ることから協議の申し出があったところでございます。これを受けまして本市におきま



しても、神立駅から協同病院に継ぐ路線は交通網形成計画におきましてもまちづくり上重要な路線であると位置付けてありましたから協調して運行することになったものでございます。その大きな2番の運行内容でございますが（1）運行主体につきましては、かすみがうら市地域公共交通会議、（2）運行事業者につきましては、関鉄グリーンバス株式会社、（3）路線および停留所の設定でございますが、恐れ入ります1枚めくっていただきまして、2ページをお開きいただいてちょうど資料の真ん中辺りの上、神立駅西口から神立病院、かすみがうらのショッピングモールを経由しまして、神立駅東口に戻りまして、それから協同病院に向かう約13.3キロメートルの路線でございます。この路線を予定としまして、1日7往復6時台後半から18時台後半までを予定しているとのことでございます。資料1ページにお戻りいただきまして1ページの一番最後に、今後の予定を付けさせていただきます。4月上旬に運行事業に関する協定の締結と2つ下では、8月上旬に国交省の事業計画認可申請と国交省の認可が下りてから初めて、正式に10月1日から運行開始となるところでございまして、現在進めているところであります。説明については以上となります。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

○川原場委員 神立の住民は停留所がどこにできるのかとなりますが、停留所については、バス会社が決めるのか。市の方でも希望を出せるのか。

○佐々木都市計画課長 バスの運行状況でかすみがうら市地域公共交通会議でとお話させていただきましたが、その辺の案を踏まえて既存の路線等を鑑みて、この交通会議の方で決定したものでございます。それが、まず決まったところで話があったという状況でございます。これでほぼ決まりという状況になります。

○川原場委員 ここでは決まってないでしょ。神立地区何か所というだけで。例えば、神立の中で、中神立とか、東一丁目とか、何処とは決まってないでしょ。

○佐々木都市計画課長 こちら資料の2ページをご覧くださいまして、2ページの下線が引いてありますところが停留場の予定箇所でございます。

○小坂委員長 よろしいですか。

○川原場委員 はい。

○小坂委員長 その他に何かご質問等ございますか。

（「なし」という声あり。）

○小坂委員長 それでは次に、オ神立駅東西自由通路及び橋上駅舎の全面供用開始について説明願います。

○佐々木都市計画課長 別添資料32をお願いいたします。資料を1枚おめくりいたしまして、こちらは、現在整備を進めさせていただいております、神立東西自由通路及び橋上駅舎でございますが、昨年3月に一部を除き、供用開始をしておりましたが、今月末に、工事が完成いたしましたので、3月2日の始発から全面供用開始となりましたことから、ご報告させていただくものでございます。なお、新たに供用開始となります箇所につきましては、この資料の2番に付けさせていただきますが、自由通路東西北側階段と東口公衆トイレとなっております。説明につきましては以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問もないようですので、次に、カ水道加入金減免制度の施行について説明願います。

○小林水道課長 別添資料33をお願いいたします。1ページの方をお願いいたします。土浦市の水道は高い普及率となっておりますが、近年、人口減少や節水器具の普及・地下水の活用、さらには、区域外給水をしておりまして、阿見町住吉地区が平成30年4月1日に阿見町に移管されましたことなどもあり、給水収益は横ばいから減少傾向になっている状況です。また、2ページ・3ページをご覧いただきたいと思います。午前中にもご説明いたしました、2ページが中村簡易水道、3ページが右叡簡易水道の区域図でございます。この2つの区域は、これまで市の給水区域ではございませんでしたが、要望によりまして、現在、本市の給水区域に編入するために、厚生労働省に区域変更申請をしているところでございます。年度内には許可される見込みで、これに伴う条例改正を6月議会に予定しておりますので、宜しくをお願いいたしたいと存じます。この編入によって、市内全域が市水道給水区域となります。このような状況でございますので、未加入世帯への加入促進を図るため、本市が浄水を購入している茨城県企業局の加入促進事業を活用して、加入金の減免制度を本年4月1日から施行することになったものでございます。加入金減免制度の概要でございますが、減免期間は平成31年4月1日から県企業局の加入促進事業制度が廃止になるまで続ける予定でございます。県企業局では、現在のところ継続していく考えであるということでございます。減免対象者につきましては、新規加入者と口径を大きくする方全部が対象となります。減免額は、新規・増口径に関係なく、税抜きで一律1万6,000円を減免いたします。3月に広報、ホームページ、公民館、上下水道組合などを通じて周知していきたいと考えております。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

○内田委員 何世帯減って、何世帯増えるの。

○小林水道課長 住吉地区が約600世帯、1,200人位だと思っております。減っております。今度中村簡易水道地区が編入になりますと約500世帯、人数にして約1,000人が増えてきていると、人数の方は具体的ではありませんが増えてきています。

○内田委員 もう1つ、右叡があるでしょう。

○小林水道課長 3ページをご覧いただきたいと思いますが、右叡簡易水道。これにつきましては、区域だけが簡易水道という区域で、法律上残ってしまっている状態で、現在、厚労省に申請しておりますのは、簡易水道区域という枠を外す作業をお願いしているところでございます。

○小坂委員長 他に何かございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問もないようですので、次に(3)その他に移ります。ア工事発注状況報告、別添資料34については、各自資料に目を通していただくということで、説明は省略いたします。次に、イ土浦ブランドアッププロジェクト推進事業の実施状況に

ついて説明願います。

○室町農林水産課長 別添資料35番「土浦ブランドアッププロジェクト推進事業の実施状況について」をご説明いたします。2ページをお願いいたします。(2)番土浦ブランド認定については、委員の皆様にも認定式にご出席いただいておりますが、昨年度に引き続き、2回募集を行い、昨年度の認定品を含めて、全部で32点を認定させていただいているところです。これらのブランド認定品については、パンフレットを作成しまして各施設店舗に配布しPRをすると共に、先日、東京で行われた「シティプロモーションでの移住フェア」では、一部の店舗に出店していただき、土浦市のPRにご協力をいただいたところでございます。3ページをごらんください。(3)番のモニターツアーについては、市内での様々な将来性のある交流資源に有効かつ効果的なターゲットを募集し、モニターツアーに参加いただき、有益な意見を収集し、今後の展開に活用するために実施いたしました。今年度は、9月8日に実施しまして、首都圏在住30～40代の未就学児がいるファミリー、10家族に参加いただきました。主な行程は、こちらに記載させていただいておりますが、農協の直売所で、土浦市産の新鮮な農産物の購入体験をしてもらい、その後、昼食会場といたしまして、「おうちカフェTryTryTry」に移動しまして、レンコンを中心とした創作料理を召し上がっていただいたところでございます。その後、ラクスマリーナでクルーズを体験していただき、最後に、田村地区にあります、吉田農園さんを訪問してもらって、中々味わえない、れんこんの刺身を含めたレンコン料理を味わってもらったり、レンコンの掘り取り等を見学していただいたところでございます。最後に参加者に対し、アンケート調査を行い、意見を収集して、今後の展開として、ツアーの商品化に繋げることであります。1枚めくっていただき、4ページをお願いいたします。(4)番として、加工品の開発及び試験販売です。レンコン等の農産品を使いまして、加工品の開発を実施しているところで、昨年度は、①にあるように、モニターツアー等を実施しながら10品目を開発しました。今年度は、昨年度の加工品の開発をブラッシュアップすると共に、昨年度の加工品試食アンケート結果や試験販売の実績を踏まえ、②に記載してございますが、家庭向けメニュー、次のページに移りまして、料飲店向けメニュー、販売拠点向けメニューの3つの分野に分けて、料理研究家の本田よう一先生と共同で開発しているところでございます。開発した加工品につきましては、試食会や試験販売を実施し、その際に、同時にアンケート調査を実施し、意見をいただきながら、より良いものに行っているところです。1枚めくっていただき、6ページをお願いいたします。加工品の試験販売としましては、アトレと共催イベントを実施しまして、加工品の試験販売の他、土浦市産の農産物の販売も実施しました。他に、JAまつりでの試験販売や、昨年度に引き続き、あみアウトレットでの試験販売も実施しました。7ページには、産業建設委員の皆様にも参加いただきました、土浦ブランド認定式での試食会の様子も付けさせていただいております。これら開発した加工品につきましては、レシピブックを作成しまして、市民に広く周知すると共に、市内飲食店に呼びかけて、多くの店舗でのメニュー化をしていただけるように、取り組んで参りたいと考えております。8ページに、平成31年度以降について記載してござ

いますが、平成31年度の予算説明でもお話しさせておりますことから、省略させていただきます。今年度の主な取り組み状況は、以上となります。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問もないようですので、次に、ウ水道用水の需要における責任取引水量の見直しに係る要望について説明願います。

○小林水道課長 水道用水の需要における責任引取水量の見直しについて、県知事に対して要望を行いましたのでご報告いたします。本市の給水状況につきましては、先程の加入金減免制度でもご説明いたしましたが、少子化や節水意識の高まりなどにより、横ばいから減少傾向にあり、県との契約水量と実際の受水量との乖離が大きくなっていますことから、実際の受水量に見合うよう、契約水量の見直しについて、平成25年度から要望を行っております。今年度の要望は、1月30日に実施いたしました。県におきましては、本市の給水状況はご理解いただいておりますが、契約水量による基本料金は、減価償却費や支払利息などに充当していることから、変更は難しい状況にあるが、今後検討していきたい。また、他市町村への契約水量の融通の話があれば、情報提供していきたいとのございました。本市といたしましては、引き続き契約水量の見直しを要望してまいります。以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

○竹内委員 現在の給水人口はいくらなんですか。元々19万8千人を想定して契約したのですが。随分昔ですからね。

○小林水道課長 今は約13万人です。

○小坂委員長 よろしいですか。

○竹内委員 はい。

○小坂委員長 他に何かございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問もないようですので、執行部の方からその他として何かありますか。

○岡田公園街路課長 お手元に主要事業路線の供用開始についての資料がありますのでご覧願います。この度、2路線供用開始となり予定でございますので、説明させていただきます。まず1路線が、田村沖宿線延伸道路の一部供用開始でございます。供用開始の日時でございますが、平成31年3月25日(月)を予定しております。供用開始の箇所でございますが、2ページの図面をお願いいたします。県道戸崎上稲吉線、白鳥町から土浦市立第五中学校へ向かう市道I級13線の交差点まで、図面で一点破線の箇所、1,400メートルの一部供用開始でございます。次に、真鍋神林線延伸道路の全線供用開始でございますが、平成31年3月28日(木)を予定しております。3ページの図面の方をお願いいたします。真鍋神林線につきましては、総延長1,320メートルの内、消防本部庁舎付近の660メートルにつきましては、平成28年2月に供用開始しております。今回、残りの国道125号線までの660メートル、図面で一点破

線の箇所<sup>①</sup>の供用開始により、全線開通となるものでございます。両路線とも午後3時に一般供用開始を予定しております。その前に、供用開始に先立ちまして、2時から、交通安全祈願式典を予定しております。産業建設委員の皆さまには、お忙しいところ恐縮ですがご出席の程よろしくお願いいたします。以上でございます。

○川原場委員 工事は、何年掛かりましたか。

○岡田公園街路課長 真鍋神林線の事業開始が、平成25年からでございます。

○小坂委員長 よろしいですか。

○川原場委員 はい。

○小坂委員長 では次に、住宅営繕課からどうぞ。

○櫻井住宅営繕課長 平成29年度に訴えの提起をしまして、平成29年12月議会の4件、それから平成30年3月議会の3件、計7件の訴えの提起につきましては、勝訴の判決をいただいております、強制執行等についても、完了していることをご報告いたします。もう1つございます。以前から市営住宅入居の保証人につきまして、寺内委員より民間住宅は2年ごとの更新を行っておりますけれども、入居後の保証人の状況が不明であるのご指摘を受けておりますので、平成30年度につきまして、本来速やかにご報告するところではございましたけれども、遅れたことについて申し訳ございません。30年度につきましては、連帯保証人の方、滞納がある方、3ヶ月以上滞納のある方につきまして調べさせていただきました。滞納のある方は110件ございます。その内登録住所に健在であった方が70件でございます。登録住所から移動された方が、27名の内、市内の方が12名。それから市外で15名でございます。その内、死亡した方が7名おり、また不明の方が6名おりました。死亡の方と不明の方、計13名につきましては、滞納整理、それから電話等で連絡を取り、今後保証人の方を新たに設けるようにと伝えております。以上でございます。

○内田委員 2つあるんだけど、1つは保証人の話。民間は、保証協会みたいなのがあるんだよね。ああいうのは、こういった市営住宅には馴染まないのかい。というのをまず、調べていただくなり、答えられるのなら答えてほしい。もう1つ、今まで何年間か、市営住宅で訴えの提起をやりましたよね。その都度、口頭で、何件こういうふうに解決しましたという報告はあるのだけれど、書類で、歴代こういうのがあったんだけど、解決したことが一目瞭然で分かるような資料を出してみたら。

○櫻井住宅営繕課長 訴訟の関係につきましては、本委員会の方で提示するようにしたいと思います。それともう1つ、保証協会の方でございますけれども、こちら期間保証と一般的には言っております、こちらにつきましては、以前に建設部長が12月議会で、久松議員の方から質問がありました件につきまして、32年の4月までには、条例等の方も直しまして、期間保証の会社も入れるような方向で進めていきたいと検討している所存でございます。以上でございます。

○内田委員 保証の話、期間とか、どっかに委託して、1つ1つやらなくてもできる方

法に行っているということが分かりました。訴えの方なんだけれども、要するに、訴えたんだけれども和解した、あと、訴訟になったという事例があるでしょう。それを何年間でも良いよ、5年なら5年で、これはまだ解決していない。これは解決した。ということが分かるような表を。言っていることが分からない。

○櫻井住宅営繕課長 要するに勝訴した、和解したというものを作成して、本委員会までに提出いたしたいと思います。

○内田委員 夜逃げしちゃったとかさ、未解決などあるでしょう。分かるようにお願いします。

○小坂委員長 ということで、よろしくお願いします。他に何かございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 執行部の方で無いようでしたら、執行部の方は退席して結構です。お疲れさまでした。

#### (執行部退席)

○小坂委員長 それでは、委員会の連絡事項。まず、始めに、皆さまご承知の通り今回から予算特別委員会が開催されることとなりましたので、定例会中の委員会の開催は、14日(木)午後の予定となります。午前中に予算について全体で審議していただきますので、スケジュール的に、委員会の開催は、午後2時頃になるかと思っておりますのでよろしくお願いします。それから、全員協議会を3月5日(火)午前9時45分から第1委員会室で開催を予定しております。通知はお手元でございますのでよろしくお願いいたします。また、茨城新聞社による立候補予定者の写真撮影が3月11日(月)午前9時からということでよろしくお願いいたします。それから、全員協議会を3月13日(水)定例会開会前の午後1時15分頃から第1委員会室で開催を予定しており、午後1時30分から定例会を開催する予定となっております。また、定例会中の日程としましては、3月13日(水)9時30分から中学校の卒業式、翌日14日(木)9時30分からは新治幼稚園卒業式、また、翌15日(金)9時30分からは、土浦幼稚園卒業式、さらに、最終日19日(火)9時30分から小学校卒業式が予定されてまして、1時15分頃から全員協議会を開催し、定例会の開催は、午後1時30分から本会議となります。他に、委員の方から何かございますか。

○勝田副委員長 15日(金)は予算特別委員会の予備日となっておりますが、予算特別委員会が14日(木)午後2時からとなっておりますが、予備日については、どうなるのでしょうか。

○小坂委員長 これは、初めてのことなので、翌日にずれ込むか、予定通り終わってしまうことも考えられるので、今のところは分かりません。

○勝田副委員長 前日の14日の午前中が常任委員会でしたっけ。

○小坂委員長 14日の午前中に全体で予算の審議を行い、午後に常任委員会(分科会)で歳出の審議をする予定です。その他、何かございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 無ければ、これで産業建設委員会を閉会します。お疲れさまでした。